

平成 31 年 2 月 28 日

各介護サービス事業所 管理者 様

広島市健康福祉局高齢福祉部介護保険課長

平成 30 年 7 月豪雨により被災した被保険者に係る利用料の負担等の取扱いについて（その 6）

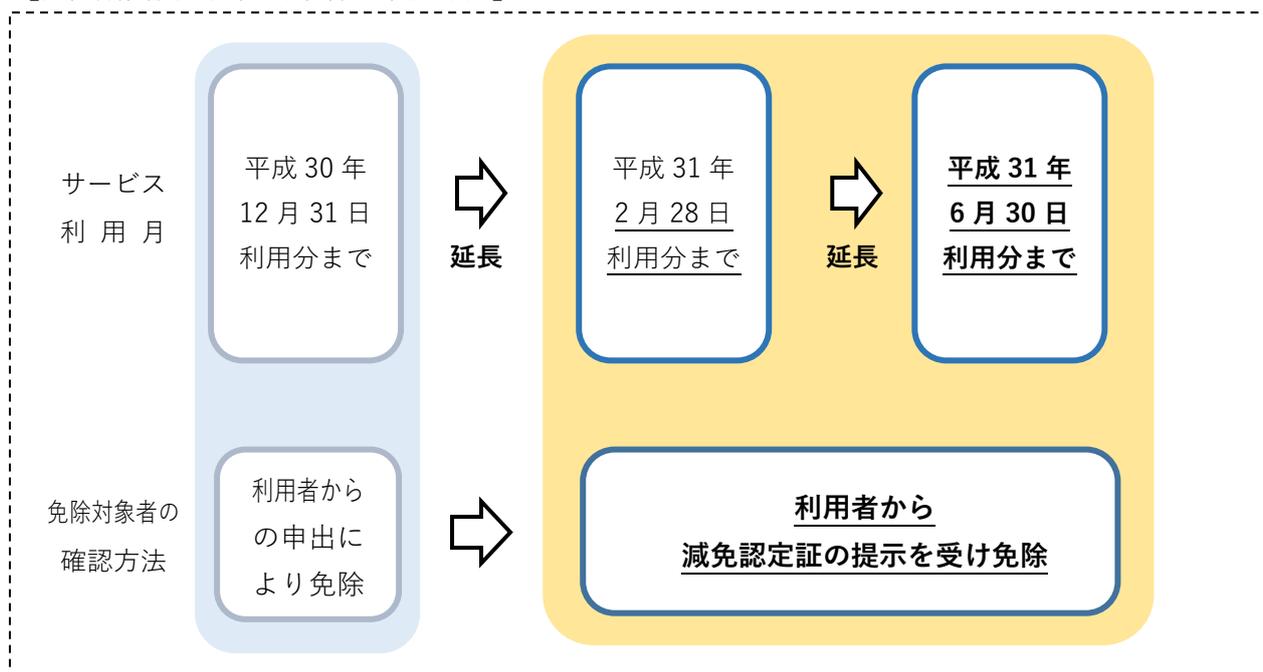
平成 30 年 7 月豪雨により被災した被保険者に係る利用料の免除の対象期間（平成 30 年 7 月利用分から平成 31 年 2 月利用分まで）を、平成 31 年 6 月利用分まで延長いたします。

平成 31 年 2 月 28 日を有効期限とした広島市の「介護保険利用者負担額減額・免除認定証」（以下、「減免認定証」といいます。）を既にお持ちの方には、本市より有効期限を平成 31 年 6 月 30 日と変更した減免認定証を 3 月上旬にお送りする予定です。（改めて申請手続きを行っていただく必要はありません。）

なお、平成 31 年 1 月 1 日以降の利用分については、利用者が提示する新しい「減免認定証」により、免除対象者であることを確認のうえ、国保連等へ 10 割を請求いただくこととなります。詳細については裏面「平成 31 年 1 月利用分以降の免除の取扱いについて」を御確認ください。

まだ申請手続きを行っていない方や新たに免除対象となる方がいらっしゃいましたら、申請手続き等について御支援・御配慮いただきますよう、よろしく願いいたします。

【免除期間及び免除対象者の確認方法】



問い合わせ先

広島市介護保険課 認定・給付係

電話：082-504-2363 Fax:082-504-2136

Mail:kaigo@city.hiroshima.lg.jp

（裏面も御確認ください）

平成31年1月利用分以降の免除の取扱いについて

1 免除の対象者

平成30年7月豪雨災害により被災された方で、次に掲げる要件を満たす本市被保険者のうち、減免認定証の発行を受けた方。

- (1) 住家の全半壊、全半焼又はこれに準ずる被災をした
- (2) 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った
- (3) 主たる生計維持者の行方が不明である
- (4) 主たる生計維持者が業務を廃止し、又は休止した
- (5) 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない

2 減免認定証の申請手続き

(1) 平成31年2月28日を有効期限とした広島市の減免認定証を既にお持ちの方

申請手続きは不要です。有効期限を平成31年6月30日と変更した減免認定証を送付します。

(2) 減免認定証をまだお持ちでない方

- ① 申請に必要なもの
 - ・介護保険利用者負担額免除申請書（様式は本市HPに掲載しています。）
 - ・印鑑（認印）
 - ・介護保険被保険者証
 - ・マイナンバー通知カードなど、個人番号のわかるもの
 - ・り災証明書など、免除を受けようとする理由を証明する書類 ※
※ 介護保険料の減免手続きのため既に提出している場合は、不要です。
- ② 申請先
区役所健康長寿課介護保険係（東区は福祉課高齢介護係）
※ 避難されている場合は、最寄の区でも受付可能です。

3 減免認定証の有効期間

平成30年7月1日（日）から平成31年6月30日（日）まで

※ 平成30年7月1日以降に要介護・要支援認定等を受けた場合は、認定有効期間の開始日が減免認定証の有効期間開始日となります。

4 その他

- ・ 免除対象者には、減免認定証（若草色）を発行します。利用者から減免認定証の提示があれば、介護サービス利用料を含めて10割を国保連へ請求してください。
- ・ 減免認定証が利用者の手元に届くまでに一定の期間を要しますので、事業所におかれましては、減免認定証の確認時期については柔軟に対応いただくなど、利用者への御配慮をお願いします。